

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和 8 年 8 月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和 8 年 8 月 2 5 日（火曜日）午後 1 時 2 5 分～午後 2 時 1 2 分 2 開催場所 守谷市役所 庁議室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5 名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、 辺見芳宏委員、石丸美紀委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数 7 名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 染谷 真人 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 2 名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第 3 5 号 守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について （2）議案第 3 6 号 守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則について （3）議案第 3 7 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会委員の任命について、守谷市立学校設置条例の一部を改正する条例、守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、令和 8 年度守谷市一般会計補正予算（第 3 号）（教育委員会所管分）及び令和 7 年度歳入歳出決算認定（教育委員会所管分） 【協議事項】 なし

	【報告事項】 （１）報告第６号 損害賠償額の決定及び和解について （２）報告第７号 学校給食費に係る不能欠損の報告について 【その他】 無し
４ 今後の状況	次回の定例教育委員会は、令和８年９月２５日（金曜日）午後１時３０分から開催予定。

令和8年8月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和8年8月25日（火）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

令和8年8月教育委員会定例会

会 議 次 第

日 時 令和8年8月25日（火）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 35 号 守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第 36 号 守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則について

議案第 37 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会委員の任命について、守谷市立学校設置条例の一部を改正する条例、守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、令和8年度守谷市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会所管分）及び令和7年度歳入歳出決算認定（教育委員会所管分））

4 協議事項

無し

5 報告事項

報告第 6 号 損害賠償額の決定及び和解について

報告第 7 号 学校給食費に係る不能欠損の報告について

6 その他

議案第35号

守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について

守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和8年8月25日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和8月 月 日 決

提案理由

本案は、学校運営協力員の類似制度として学校運営協議会制度が開始されたことから、教職員の負担軽減を目的とし、学校運営協力員の設置を義務から任意にできるよう、規則の一部を改正するものです。

守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則

守谷市立学校管理規則（平成 1 8 年守谷市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の 2 第 1 項中「置く」を「置くことができる」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「前 4 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案	頁数
35号	2

守谷市立学校管理規則新旧対照表（案）

改 正	現 行
（学校運営協力員） 第17条の2 学校に学校運営協力員を置くことができる。 2及び3 （略） （削除） 4 前3項に規定するもののほか、学校運営協力員に関し必要な事項は、校長が別に定める。	（学校運営協力員） 第17条の2 学校に学校運営協力員を置く――。 2及び3 （略） 4 市内の小学校と中学校との連携を深めるため、校長は、合同の学校運営協議会を開催することができる。 5 前4項に規定するもののほか、学校運営協力員に関し必要な事項は、校長が別に定める。

議案第36号

守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則について

守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 5 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 幡 正
令和 8 年 月 日 原 案 決

提案理由

本案は、守谷中学校区学校運営協議会について、中学校区以外を単位として設置することができるようにするため、当該規定を附則に定めるものです。

議 案	頁 数
36号	1

守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則

守谷市学校運営協議会設置運営規則（令和 5 年守谷市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（守谷中学校区学校運営協議会の設置に関する特例）

- 2 第 3 条第 1 項の表に定める守谷中学校区学校運営協議会については、同表の規定にかかわらず、同表に定める当該学校運営協議会の対象学校のうち 1 又は 2 の学校で設置することができるものとする。この場合において、当該学校運営協議会の名称は、対象学校の校長（対象学校が 2 の場合は各対象学校の校長）が教育委員会と協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（検討）

- 2 教育長は、この規則の施行後 2 年を目途として、この規則による改正後の守谷市学校運営協議会設置運営規則の規定の施行の状況を勘案し、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

議 案	頁 数
36号	2

守谷市学校運営協議会設置運営規則新旧対照表（案）

改 正	現 行
附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>（守谷中学校区学校運営協議会の設置に関する特例）</u> <u>2 第3条第1項の表に定める守谷中学校区学校運営協議会については、同表の規定にかかわらず、同表に定める当該学校運営協議会の対象学校のうち1又は2の学校で設置することができるものとする。この場合において、当該学校運営協議会の名称は、対象学校の校長（対象学校が2の場合は各対象学校の校長）が教育委員会と協議して定めるものとする。</u>	附 則 <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u> （新設）

議案第 37 号

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会委員の任命について、守谷市立学校設置条例の一部を改正する条例、守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、令和 8 年度守谷市一般会計補正予算（第 3 号）（教育委員会所管分）及び令和 7 年度歳入歳出決算認定（教育委員会所管分））

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、原案のとおり承認する。

- 1 守谷市教育委員会委員の任命について P 2 ～ P 4
- 2 守谷市立学校設置条例の一部を改正する条例 P 5 ～ P 7
- 3 守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 P 8 ～ P 12
- 4 令和 8 年度守谷市一般会計補正予算（第 3 号）教育委員会所管分
 - （1）継続費 P 13
 - （2）債務負担行為 P 14
 - （3）歳入予算 P 15
 - （4）歳出予算 P 16 ～ P 19
- 5 令和 7 年度守谷市一般会計歳入歳出決算認定（教育委員会所管分）
 - （1）令和 7 年度歳出決算概要 P 20 ～ P 22
 - （2）令和 7 年度決算報告書（教育委員会所管分）別添（決算資料 1）

令和 8 年 8 月 25 日 提 出

守 谷 市 教 育 委 員 会

教 育 長 奈 幡 正

令和 8 年 8 月 日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、議会に議決を経るべき教育に関する事務の議案について市長から意見を求められたことに伴い、守谷市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 3 号）第 2 条第 1 項第 4 号の規定により教育委員会の承認を得る必要があるため、この議案を提出するものです。

報告第6号

損害賠償額の決定及び和解について

このことについて、別紙資料に基づき、報告します。

令和 8 年 8 月 2 5 日 報告
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 幡 正

報 告	頁 数
6 号	1

損害賠償額の決定及び和解について

1 事故発生日時

令和8年5月9日 午前10時00分頃

2 事故発生場所

守谷市中央地内

3 相手方

MOCO フェスタ実行委員長 高橋 孝造
茨城県守谷市

4 事故概要

上記日時、守谷市中央守谷駅西口駅前広場において開催されていたMOCOフェスタイベント中、突風によりステージ上に設置してあった音響スピーカーが、市（けやき台中学校）の所有するトロンボーンに落下し破損、修復不能となった。

5 賠償の手続き

相手方契約の保険により賠償がなされることとなり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市長の専決処分により、損害賠償額を決定して賠償金を受け取り、和解した。

また、同法同条第2項の規定に基づき、令和8年守谷市議会9月定例会で報告する。

6 和解の内容

相手方が、本件事故に関する一切の賠償金として、金16,000円を守谷市の指定口座に支払う。

報告第7号

学校給食費に係る不納欠損の報告について

このことについて、守谷市債権管理条例第10条第1項に基づき、別紙資料のとおり、債権を放棄し、不納欠損処分としましたので報告します。

令和8年8月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長 奈 幡 正

報 告	頁 数
7 号	1

学校給食費に係る不納欠損の報告について（令和7年度決算報告書から抜粋）

3 市税収入以外の滞納額の状況

(款) 20. 諸収入 (単位：円)

項 目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
学校給食費納付金	313,971,028	308,744,400	1,150	5,225,478	98.34%
現年分	310,746,290	307,860,030		2,886,260	99.07%
滞納繰越分	3,224,738	884,370	1,150	2,339,218	27.42%

※守谷市債権管理条例第10条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄しましたので報告します。

(1) 放棄した債権の名称	:	学校給食費納付金
(2) 放棄した債権の調定年度	:	令和2年度
(3) 放棄した債権の額及び	:	1,150円 (債務者の生死や所在が不明のため)
放棄した事由	計	1,150円